

# 県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議に関する指導要綱

(平成3年長野県告示第246号)

(最終改正 平成26年長野県告示126号)

## (目的)

第1条 この要綱は、県外産業廃棄物の県内における最終処分について事前協議の手続その他必要な事項を定めることにより、県外産業廃棄物の適正な処理を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外事業者 県外において自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (2) 県外産業廃棄物 県外の排出事業場（工場、工事現場その他の産業廃棄物を排出する事業活動の用に供される施設をいう。以下同じ。）から排出された産業廃棄物をいう。
- (3) 最終処分 産業廃棄物を埋立処分することをいう。
- (4) 最終処分業者 産業廃棄物の最終処分を業として行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定による知事の許可を受けた者をいう。
- (5) 最終処分場 産業廃棄物の最終処分を行う施設をいう。

## (事前協議)

第3条 県外事業者は、県外産業廃棄物の最終処分を最終処分業者に委託し、又は県内において自ら行おうとするときは、その搬入を開始する日の15日前までに、最終処分場ごとに次の各号に掲げる事項を記載した県外産業廃棄物最終処分事前協議書（以下「協議書」という。）により知事に協議するものとする。

- (1) 県外事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 次号に規定する場合以外の場合にあつては、排出事業場ごとに次に掲げる事項
  - ア 排出事業場の名称及び所在地
  - イ 県内において最終処分を行おうとする県外産業廃棄物の種類、性状及び量
- (3) 排出事業場が工事現場である場合にあつては、次に掲げる事項
  - ア 排出事業場がある都道府県名
  - イ 排出事業場がある都道府県ごとに県内において最終処分を行おうとする県外産業廃棄物の種類、性状及び量
- (4) 県内において最終処分を行おうとする期間
- (5) 排出事業場における県外産業廃棄物の分別、減量化、資源化及び再利用の方法
- (6) 県外産業廃棄物の最終処分を行おうとする最終処分業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務

所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- (7) 県外産業廃棄物の最終処分を行おうとする最終処分場の所在地
- (8) 排出事業場における県外産業廃棄物の管理体制
- (9) 県内において最終処分を行おうとする理由

2 前項の協議書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 協議書を提出しようとする日前6月以内に実施した当該県外産業廃棄物の分析証明書（有害物質に係る溶出試験その他の別に定める試験等に関する証明書をいう。）
- (2) 県外産業廃棄物の発生工程を明らかにする書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（指導）

第4条 知事は、前条第1項の規定による協議があつた場合には、その内容について審査し、次の各号のいずれかに該当するときは協議内容の変更等を指導するものとする。

- (1) 県外産業廃棄物の分別、減量化、資源化及び再利用を適正に実施していないとき。
- (2) 改善指導等を受けている最終処分業者の最終処分場において最終処分を行おうとするとき。
- (3) 産業廃棄物の処理に係る法令又は国若しくは県の定める基準に適合していないとき。

（通知等）

第5条 知事は、第3条第1項の規定による協議の内容について適正な処理を図る上で支障がないと認めるときは、遅滞なくその旨を同項の規定による協議をした県外事業者に期限を付して通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により通知するに際して必要に応じて条件を付するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による通知をした場合は、遅滞なくその旨を第3条第1項の規定による協議に係る最終処分業者に通知するものとする。
- 4 県外事業者は、第1項の規定による通知を受けるまでは、県外産業廃棄物の最終処分を最終処分業者に委託し、又は県内において自ら行わないものとする。

（変更協議等）

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた県外事業者は、第3条第1項第1号、第2号のア若しくはイ（県外産業廃棄物の量に係る部分に限る。）、第3号のア若しくはイ（県外産業廃棄物の量に係る部分に限る。）又は第8号に規定する事項を変更したときは、その日から30日以内に知事に届け出るものとする。

- 2 前条第1項の規定による通知を受けた県外事業者は、第3条第1項第2号のイ（県外産業廃棄物の量に係る部分を除く。）、第3号のイ（県外産業廃棄物の量に係る部分を除く。）、第4号又は第5号に規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更協議書により知事に協議するものとする。
- 3 前3条の規定は、前項の規定による変更協議について準用する。

(帳簿の備付け及び報告の徴収)

第7条 第5条第1項の規定による通知を受けた県外事業者は、排出事業場ごとに帳簿を備え、県内において最終処分を行おうとする県外産業廃棄物の処理について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の5第1項の規定に準じて必要事項を記載し、5年間保存するものとする。

2 知事は、前項の帳簿の記載事項について、当該県外事業者に対して報告を求めることがある。

(遵守の状況の把握)

第8条 知事は、関係地方公共団体の長の協力を得て第3条第1項及び第6条第2項の協議の内容並びに第5条第1項の規定による期限又は同条第2項の規定による条件の遵守の状況の把握に努めるものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、その職員に当該最終処分業者に対して、法第19条第1項の規定による立入検査を実施させるものとする。

(勧告及び公表)

第9条 知事は、県外事業者が次の各号の一に該当するときは、当該県外事業者に対し必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

- (1) 第3条第1項又は第6条第2項の規定による協議をせず、又は協議の内容を遵守していないとき。
- (2) 第5条第1項の規定による期限又は同条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 第5条第4項(第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

2 知事は、県外事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することがある。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。